

議第136号 呉市合葬式墓地条例の制定について

1 制定の趣旨

本市が設置する墓地（以下「市営墓地」といいます。）は、その多くの施設で老朽化が著しく、また、近年の少子高齢化の進展等による承継者の減少等に伴い、無縁墳墓が増加しており、規模の縮小など効率化・適正化を進めていく必要があります。

また、単身世帯など家族構成や経済的な事情にかかわらず、遺骨の収蔵場所を確保する点から、将来の承継者が不要で、安価で使用できる合葬式の施設のニーズが高まっています。

こうしたことから、この度、合葬式墓地を整備し、令和4年度からその供用を開始することに伴い、当該合葬式墓地の設置及び管理に関する条例を制定するものです。

2 条例の主な内容

(1) 名称及び位置（第2条）

施設名称を「呉市合葬式墓地」とし、呉市斎場の敷地内に設置します。

(2) 施設構成（第3条）

呉市合葬式墓地（以下「合葬式墓地」といいます。）は、「納骨室」及び「合葬室」の二つの使用形式の収蔵施設と参拝スペースの付帯施設で構成します。

区分	収蔵能力	収蔵方法
納骨室 (2室)	1,500体	各室に個別安置用の納骨壇を設け、使用者が特定できる状態で一定期間（10年間）納骨壇に収蔵する。
合葬室 (1室)	10,500体	焼骨を納骨袋に収納し、使用者が特定できない状態で合葬室内へ収蔵する。

(3) 使用者の資格（第4条）

市営墓地（蒲刈墓地を除く。）の使用許可を受けていない者で、次のア又はイに該当するものが合葬式墓地を使用できることとします。

ア 呉市の区域内に住所を有し、焼骨を保有する者

イ 死亡時の住所が呉市の区域内であった者の焼骨を保有する者

ただし、市営墓地の使用許可を受けている者で、当該市営墓地を返還する者（以下「市営墓地返還者」といいます。）については、市営墓地の縮小を進めていく必要性を踏まえ、合葬式墓地を使用できることとします（これを踏まえ、令和4年度から、既存の市営墓地（蒲刈墓地を除く。）への新規の申込みは、停止します。）。

(4) 使用の許可及び使用（第5条、第6条）

合葬式墓地の使用を希望する者は、焼骨を納骨室又は合葬室のいずれかに収蔵するかをあらかじめ選択して市長に申請し、これにより使用の許可（以下「使用許可」といいます。）を受けた者（以下「使用者」といいます。）は、焼

骨を1年以内（使用者が市営墓地返還者の場合は6か月以内）に合葬式墓地に収蔵しなければならないこととします。

なお、納骨室に収蔵する場合は、使用許可を受けた日以降10年が経過するまでは納骨室で管理することとし、期間経過後は、合葬室に収蔵するものとします。

(5) 立入りの制限（第7条）

使用者及びその関係者は、合葬式墓地の施設内（参拝スペースを除く。）へ立ち入り、収蔵された焼骨と対面することはできません。墓参等は合葬式墓地の正面に設ける参拝スペース（モニュメント等を配置）において参拝することとなります。

(6) 使用料（第8条，別表第1及び別表第2）

使用料の額については、民間の合葬式墓地等の使用料の約半額に相当する額とします。

なお、市営墓地返還者については、市営墓地の移転の促進のため、施設整備費用及び維持管理費用に基づく原価計算並びに合葬式墓地を整備している中核市の状況等を勘案した額とします。

納骨室へ収蔵する場合	100,000円 (市営墓地返還者については70,000円)
合葬室へ収蔵する場合	45,000円 (市営墓地返還者については35,000円)

(7) 使用許可の取消し（第10条）

市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に反したときや許可の条件に違反したときなどには、使用許可を取り消すことができることとします。

(8) 使用権の承継及び使用権の譲渡等の禁止（第11条，第12条）

使用者は、納骨室の使用期間内に限り、親族等に対し、市長の承認を得て合葬式墓地の使用権を承継することができます。また、当該承継以外で当該使用権を他人に譲渡し、又は転貸することはできません。

(9) 使用の取りやめ（第13条）

使用者は、納骨室の使用期間内に限り、市長に届け出て、焼骨の返還を求めることができます。

(10) 使用終了時の収骨の取扱い（第14条）

使用者は、使用許可の取消しを受けたとき又は使用の取りやめの届出をしたときは、焼骨を収去しなければなりません。

また、納骨室に収蔵した焼骨について使用期間が経過したときは、市長は、改めて合葬式墓地の使用許可をすることなく合葬室に収蔵することとします。

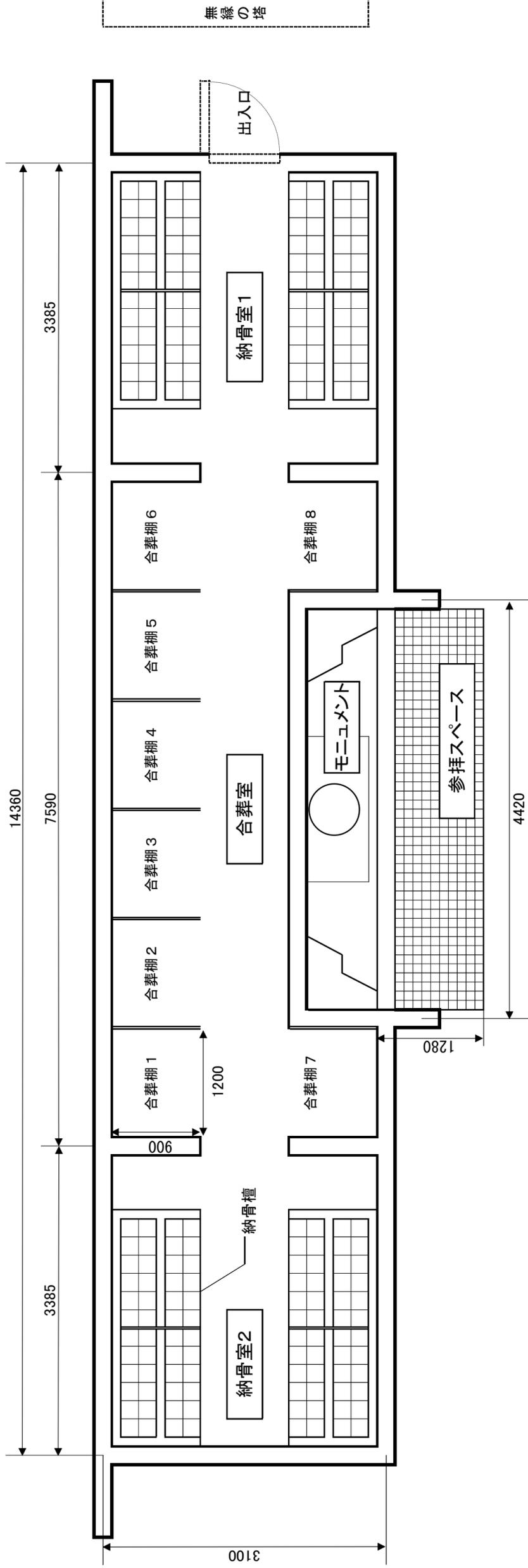
なお、市長は、管理上必要と認めるときは、合葬式墓地に収蔵されている焼骨を所定の場所に改葬することができることとします。

(11) 焼骨の不返還（第15条）

合葬室へ収蔵された焼骨（納骨室の使用許可の期間経過後、合葬室へ収蔵された焼骨を含みます。）は、返還しません。

3 施行期日

令和4年4月1日



合葬式墓地平面図